



発行 東京都

目次

32

規則

- 東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……………(総務局行政部振興企画課)……………二
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(財務局経理部総務課)……………二
- 東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 計量法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………(生活文化局計量検定所管理指導課)……………三
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………三
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………四
- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則……………(環境局資源循環推進部計画課)……………四
- 東京都シルバースタイル条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……………四
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………四
- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………五
- 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………六
- 東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局健康安全全部環境保健衛生課)……………七
- 東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則……………(病院経営本部経営企画部財務課)……………八
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………八
- 農地法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………九
- 東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(産業労働局雇用就業部調整課)……………一〇
- 東京都職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(同)……………一〇
- 東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則の一部を改正する規則……………(同)……………一〇
- 東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則……………(港湾局総務部財務課)……………一一
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………(会計管理局管理部会計企画課)……………一二
- 東京都物品管理規則の一部を改正する規則……………(同)……………一二
- 東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則……………(東京消防庁企画調整部企画課)……………一三
- 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一三
- 東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則……………(同)……………一四
- 救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一七
- 東京都支庁長専決規程の一部改正……………(総務局行政部振興企画課)……………一八
- 東京都臨海地域用地管理運用委員会規程の一部改正……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)……………一八
- 東京都シルバースタイル条例施行規則附則第十七項により知事が別に定める者……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……………一九

規則

告示

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十七号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則(昭和四十四年東京都規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四十号から第四十二号までを次のように改める。

四十から四十二まで 削除

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十八号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和三十九年東京都規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「及び」の下に「予定価格が一千五百万円未満の」を加える。

第十一条第一項の表所の長に理事を充てている所の項第五号中「及び」の下に「一千五百万円未満の」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都契約事務の委任等に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百三十九号

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則(昭和四十六年東京都規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「及び」の下に「予定価格が一千五百万円未満の」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十号

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則(昭和四十七年東京都規則第一百四十四号の六)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「及び」の下に「予定価格が一千五百万円未満の」を加える。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

計量法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十一号

計量法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

計量法関係手数料条例施行規則（平成十二年東京都規則第百六号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考一中「特定計量器検定検査規則第二百四十四条後段の規定による読み替への例により」を「ひょう量が一トンを超え十トン未満のものにあつては当該ひょう量の四分の三（当該ひょう量の四分の三が一トン未満であるときは一トン）、ひょう量が十トン以上のものにあつては当該ひょう量の五分の三（当該ひょう量の五分の三が八トン未満であるときは八トン）に」、「法定ひょう量」を「読替ひょう量」に改め、同備考二中「法定ひょう量」を「読替ひょう量」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の計量法関係手数料条例施行規則の規定は、平成二十七年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則は、平成二十七年七月一日以後に支給事由が生じた旅費等の計算から適用

し、同日前に支給事由が生じた旅費等の計算については、なお従前の例による。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十二号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三号ホ中「建築設備」を「建築設備等」に改める。

本則に次の三号を加える。

四十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この号において「法」という。）による事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第三十条の規定による認定に関すること。

ロ 法第三十一条の規定による変更の認定に関すること。

ハ 法第三十二条の規定による報告の徴収に関すること。

ニ 法第三十三条の規定による改善命令に関すること。

ホ 法第三十四条の規定による認定の取消しに関すること。

ヘ 法第三十六条の規定による認定に関すること。

ト 法第三十七条の規定による認定の取消しに関すること。

チ 法第三十八条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

五十 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年

東京都規則第百六十五号）第十一条第一項の規定による取下げ届の受理、同条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による取下げ届の副本の返還、第十四条第一項の規定による建築取りやめ届の受理及び同条第二項の規定による建築取りやめ届の副本の返還並びに第十五条の規定による工事完了報告書等の受理に関すること。

五十一 東京都都市整備局関係手数料条例別表三の項に定める手数料の徴収並びに当該手数料に係る減免及び過料処分に関すること。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三号ホの改正規定は、同年六月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百三十三号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項及び第三十一条第一項に規定する認定の申請

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百四十四号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則（平成五年東京都規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五項第二号ハ中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二十一条第二号」を「第二条第一項第九号」に、「又は卸電気事業者（同法第二条第二項第四号）」を「送電事業者（同項第十一号に規定する者をいう。）又は発電事業者（同

項第十五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百四十五号

東京都シルバーバス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーバス条例施行規則（平成十二年東京都規則第三百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。

17 第二条の規定にかかわらず、平成二十八年度にバスの発行を受ける者で市町村民税非課税者等（平成二十七年度にバスの発行を受けた者に限る。）その他市町村民税非課税者等に相当する者として知事が別に定める者の費用負担額は、千円とする。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百四十六号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部

を改正する規則

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百七十七号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則(平成十二年東京都規則第二百十五号)の一部を次のように改正する。

別記第十号様式を次のように改める。

第10号様式(第3条関係)
呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

ア 激しい運動をしたときだけ息切れがある。

イ 平坦な道を早足で歩く、又は緩やかな上り坂を歩くときに息切れがある。

ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、又は平坦な道を自分のペースで歩いているとき、息切れのために立ち止まることがある。

エ 平坦な道を約100m、又は数分歩くと息切れのために立ち止まる。

オ 息切れがひどく家から出られない、又は衣服の着替えをするときにも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)

ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)

イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)

ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)

エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)

オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)

カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (年 月 日)

ア 予測肺活量 □・□□□□ (実測肺活量 □・□□□□)

イ 1秒量 □・□□□□ (実測努力肺活量 □・□□□□)

ウ 予測肺活量1秒率 □・□□□□% (= $\frac{イ}{ア} \times 100$)

(注1) アについては、下記の予測式を使用して算出すること。

(注2) 81歳以上の者又は肺気量測定法の実施に障害のある者は指数の測定を省略できること。

肺活量予測式 (L)

男性 0.045×身長 (cm) - 0.023×年齢 (歳) - 2.258

女性 0.032×身長 (cm) - 0.018×年齢 (歳) - 1.178

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (年 月 日)

ア O₂ 分圧:

① 室内気での実測値 □□□□ Torr

② 酸素吸入中での実測値 □□□□ Torr

(室内気での推定値 □□□□ Torr)

(吸入気の酸素濃度: %、酸素投与の方法)

イ CO₂分圧: □□□□ Torr

ウ pH: □□□□

エ 採血より分析までに時間を要した場合 □ 時間 □ 分

オ 耳采血を用いた場合: []

(注) 動脈血の採血及び分析は、安静恒常状態に次に掲げる条件下で行うこと。

・ 採血時の体位は背臥位であること。

・ 採血時の吸入ガスは室内気呼吸中のものであること。

なお、O₂分圧については、本人の状況により酸素吸入中の数値しか得られない場合、室内気での推定値、吸入気の酸素濃度及び酸素投与の方法を記入すること。

・ 採血後、分析を5分~10分以内に速やかに行うこと。

6 その他の臨床所見

別記第十四号様式の二中

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、アトロンビツ時間、血清総ビリルビン値)	有・無	有・無

を

合計点数	点	点
(○で囲む)	5~6点・7~9点・10点以上	5~6点・7~9点・10点以上
肝機能又は胆本の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有・無	有・無

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第十号様式及び第十四号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百十八号

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則(昭和三十九年東京都規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一の部の款2の項中「千六百八十円」を「千六百四十円」に改め、同款3及び4の項中「二千二百八十円」を「二千二百四十円」に改め、同款5の項を次のように改める。

- 5 淋菌又はクラミジア・トラコマチス核酸同定検査等
 - (1) 淋菌又はクラミジア・トラコマチス核酸同定検査 一項目 千六百三十円
 - (2) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出 一項目 二千二百八十円

別表第一第一の部三の款2の項(1)ア中「二千六百四十円」を「二千八百円」に改め、同項(3)中「二千八十円」を「二千二百四十円」に改め、同項(5)イ中「四千八百八十円」を「五千百八十円」に改め、同部四の款1の項(3)ア、イ、エ及びオ中「九百八十円」を「九百六十円」に改め、同項(6)中「三千五百二十円」を「三千四百五十円」に改め、同項(9)エ中「九百二十円」を「九百十円」に改め、同項(10)ア中「千七百六十円」を「千七百円」に改め、同部五の款「臨床試験」を「臨床検査(一から四までに定めるものを除く。)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百九十九号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「2 業務を行おうとする場所

添付書類 戸籍抄本又は戸籍謄本
(住民票ではいけません。)

を

」

「2 業務を行おうとする場所(申請時点で未定の場合には「未定」と記入してください。)

住所
名称

に改める。

3 添付書類

- (1) 東京都クリーニング師試験結果通知書(原本)
- (2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
(住民票ではいけません。)

別記第二号様式中

「氏 名 _____」を

「(ふりがな) 氏 名 _____」を

「(注)ふりがなを必ず記入すること。 _____ に改める。」

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

別記第三号様式中

「氏 名 _____」を

「(ふりがな) 氏 名 _____」を

「(注)ふりがなを必ず記入すること。 _____ に

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

添付書類 (1) 免許証

(2) 戸籍抄本又は戸籍謄本
(住民票ではいけません。)

を

「3 添付書類

- (1) 免許証
- (2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
(住民票ではいけません。)

に改める。

別記第十二号様式中

「ふりがな _____
氏 名 _____」を

「ふりがな _____
氏 名 _____」を

に

●東京都規則第五百十号

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則

東京都病院事業財務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十八条ただし書中「ただし」の下に、「固定資産のうち、リース資産は振り替え
た日の属する月から行う。また」を加える。

別記第十四号様式中「**名**」を「**名**」に改める。

別記第三十九号様式中「（**所**）」を「（**局・所**）」に、



に改める。

別記第四十九号様式甲及び第四十九号様式乙中「**窓**」を「**窓**」に改める。

別記第五十五号様式中「**窓**」を「**窓**」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都病院事業財務規則別記第十四号様式、第三十九号様式、第四十九号様式甲、第四十九号様式乙及び第五十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百十一号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和四十一年東京都規則第五百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同

写真はり付け欄
出願前6箇月以内
に撮影した無損、
上半身、正面向き
のもの
写真の裏に氏名を
記入してください。

注・本線の内側
だけ記入して
ください。

を

試験得点の告知を希望
するしない

注・本線の内側だけ記入してください。

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記第一号様式から第三号様式まで及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

条第二項及び第三項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改める。

第二条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第二項」に改め、同条第二項中「第十一条の二十三第三項」を「第十一条の四十二第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の二十三第三項」を「第十一条の四十二第四項」に、「承認を申請」を「届出を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の四十二第四項の規定により信託規程の変更の届出をしようとするときは、前項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第二条の二の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第四項」に、「承認を申請」を「届出を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の四十八第四項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、前項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「営農状況を記載した書面」を「認定農業者又は当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者の該当の有無等を記載した書面（監事については除く。）」に改め、同条第四項中「又は会計主任」を「、会計主任又は会計監査人」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合は、会計監査人を選任したときは、その氏名及び就任年月日を記載した書面に總會又は総代会の議事録の抄本を添えて、選任の日から二週間以内にその旨を知事に届けなければならない。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条の見出し中「認可申請」を「認可申請等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 組合は、法第六十四条第四項の規定により解散の届出をしようとするときは、前項

各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十七条中「第十四条第二号」を「第十四条第一項第二号」に改める。

第十八条第一項中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同条第二項中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同条第三項中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同条第四項中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改める。

第十九条第一項中「及び清算結了」を「、清算結了及び新設分割に伴う変更」に改める。

第二十二條第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

農地法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百二十二号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和二十八年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号。以下「政令」という。）第七條第一項」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第四條第二項」に改め、同条第二項中「政令第七條第二項」を「法第四條第三項」に改める。

第二条第一項中「政令第十五條第一項」を「法第五條第三項において準用する法第四條第二項」に改め、同条第二項中「政令第十五條第二項の規定」を「法第五條第三項」に、「政令第七條第二項」を「法第四條第三項」に改める。

第三条第一項中「政令第二十七條第一項」を「農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号。以下「政令」という。）第二十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七條第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第四条中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を「法」に改め、「農林水産大臣又は」を削り、「あつては」を「あつては」に改める。

別記第四号様式中「応募」を「登録簿」に改める。
別記第五号様式中

第2項第1号該当	
第4条第5条意見提出	第2号
年月日	2
該意見書第号	2
第3号 該当	可
第4号 該当	可
第5号 該当	可

を

第2項第1号該当	
第4条第5条意見提出	第2号
年月日	2
該意見書第号	2
第3号 該当	可
第4号 該当	可
第5号 該当	可
第6号 該当	可

に、

第4条	農業者は第三年に賃借又は売却するおそれはないか
第5号	賃借人は主として自家労働力により土地の生産力を十分確保しうるだけの技術があるか
第5号	賃借人は主として自家労働力により土地の生産力を十分確保しうるだけの施設を有するか

を

第4条	農業者は第三年に賃借又は売却するおそれはないか
第5号	賃借人は主として自家労働力により土地の生産力を十分確保しうるだけの技術があるか
第5号	賃借人は主として自家労働力により土地の生産力を十分確保しうるだけの施設を有するか

に改める。

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の農地法施行細則別記第四号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年三月三十一日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百三十三号

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立職業能力開発センター条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

- 第十一条第三項の表に次のように加える。
- (四) 技能士コース 訓練一時限につき 六十九円
授業料の上限 八千円

第十六条第一項中「並びに設備」を「設備並びに試験（短期課程の職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十五条の規定による技能検定の試験の免除に係るものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百五十四号

東京都職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則
東京都職業訓練手当支給規則（昭和五十年東京都規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則の一部を改正する

規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百五十五号

東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則の一部を改正する規則

東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則（平成二十一年東京都規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、同項第八号の二」を「及び同項第八号の二」に改める。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百五十六号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

別記附属様式目次中「第三十六号様式の一から第三十六号様式の三まで 仕訳書兼支給表 第五十条」を「第三十六号様式の一から第三十六号様式の三まで 削除」に改める。

別記第三十六号様式の一から第三十六号様式の三までを次のように改める。

第36号様式の一から第36号様式の3まで 削除

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百五十七号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別記附属様式目次中「第四十七号様式 甲・乙・丙 仕訳書兼支給表 第八十一条」を「第四十七号様式 削除」に改める。

別記第四十七号様式甲、第四十七号様式乙及び第四十七号様式丙を次のように改める。

第47号様式 削除

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百五十八号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則（昭和三十九年東京都規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「又は課若しくは係に相当する」を「、課に相当する事業所等又は所及び課に相当しない」に、同条第四項中「課又は係に相当する」を「課に相当する事業所等又は所及び課に相当しない」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百五十九号

東京消防庁職員互助組合規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員互助組合規則（昭和三十五年東京都規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「、傷病若しくは退職」を「若しくは傷病」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百六十号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の五の二中「60日」を「3月」と改め、「（消防總監）」を「（消防總監）」とし、「審査請求をすることができます」の次に「（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）」を加へ、「（代表 東京都知事）を被告として」を「を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）」とし、「被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」を加へ、「（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」を加へ、「（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」を加へる。

できます」の次に「（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）」を加へる。

別記第二十六号様式を次のように改める。

第26号様式(第25条関係)

基準の特例等適用通知書

第 年 月 日

宛

東京消防庁

消防署長

印

年 月 日 (受付番号: 第 号) 付けて申請のおつた基準の特例等の適用について、火災予防条例第64条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

防対象物	名称			
	所在地			
火物用	敷地面積		延べ面積	
	用途		構造・階層	
特例等適用対象等				
特例等適用の可否				
条件又は理由				
備考				

(注) 法令の略称 法: 消防法 政令: 消防法施行令 省令: 消防法施行規則
 条例: 火災予防条例 規則: 火災予防条例施行規則
 建基法: 建築基準法 建基令: 建築基準法施行令
 都安例: 東京都建築安全条例

※告示
 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることも、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内でも、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくならず、この処分について、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を提起することになります(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます(当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。))。

(日本工業規格A列4番)

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百六十一号

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

東京都危険物の規制に関する規則(昭和三十五年東京都規則第百六十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から第二号様式の四まじの規定中「60日」や「3月」を「異議申立て」や「審査請求」を「6箇月」や「6月」を「決定」や「裁決」を「6箇月」以内、処分の取消しの訴えを提起することができます」を「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)」や「 e^{e} 」

別記第二号様式の五中

(教示)

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

備考 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定による聴聞を行わずにこの様式を交付する場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京規則第345号)別記第1 1の教示文中「決定」を「処分」に、「審査請求」を「異議申立て」に書き換えた教示文を付すこと。

を

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

に改める。

別記第二号様式の七、第二号様式の八、第二号様式の十及び第二号様式の十一中「日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改め、「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して

6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

別記第三号様式中

(教示)

この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

備考 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定による聴聞を行わずにこの様式を交付する場合は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則(平成16年東京規則第345号)別記第1 1の教示文中「決定」を「処分」に、「審査請求」を「異議申立て」に書き換えた教示文を付すこと。

を

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

に改める。

別記第三号様式の五、第三号様式の七、第三号様式の八、第三号様式の十及び第三号様式の十一中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に、^①「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」の次に「(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の

翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十二号

救急業務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

救急業務等に関する条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式(第7条関係)

患者等搬送事業者不認定通知書 第 年 月 日 宛

東京消防庁 消防総監

印

年 月 日 (受付番号: 第 号) 付で申請のあつた患者等搬送事業者認定については、認定基準に適合していないため、救急業務等に関する条例第14条第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。

記

事業者名	
所在地	
認定基準不適合事項	
特記事項	

※表示
 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となり)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
 3 この処分に対する審査請求を提出することを知つた日の翌日から起算して6月以内に、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第13条関係)

患者等搬送事業者認定取消通知書		第 年 月 日
宛		東京消防庁 消防総監
年 月 日 (認定番号: 第 号) 付		付
ついては、救急業務等に関する条例施行規則第12条第 号に該当するため救急業務等に関する条例第19条第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。		印
事業者名		
所在地		
申請者氏名		
認定年月日	年 月 日	
取消理由		
特記事項		

※表示
1 この処分に関する場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができません。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)処分取消しの訴えを提起することができ、(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本工業規格A列4番)

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第六十四号

支 庁 中 一 般
支 庁

東京都支庁長専決規程(昭和四十四年東京都訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一項第二十号及び第二十一号中「ただし、農林水産大臣への送付に係るものを除く。」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六十五号

政 策 企 画 局
総 務 局
財 務 局
都 市 整 備 局
環 境 局
港 湾 局

東京都臨海地域用地管理運用委員会規程(平成十三年東京都訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

第三条第四項中「政策企画局計画部長」を「政策企画局調整部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第五百七十四号

東京都シルバークラス条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十八年東京都規則第百四十五号）による改正後の東京都シルバークラス条例施行規則（平成二十八年東京都規則第三百四十号。以下「改正後の規則」という。）附則第十七項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 平成二十七年にバスの発行を受けた者で、東京都シルバークラス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバークラス条例施行規則第十六項の規定により費用負担額を千円とされたもの（改正後の規則附則第十七項に規定する市町村民税非課税者等及び平成二十七年東京都告示第五百四十二号（東京都シルバークラス条例施行規則附則第十六項の規定により知事が別に定める者）二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。）

二 平成二十八年度にバスの発行を受ける者で、平成二十七年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が百二十五万円以下であることを証したものの（やむを得ない事由により平成二十七年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証することができない場合は、平成二十六年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証したものを）

附則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001